

市町村における精神保健に関する 相談支援体制の整備

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

精神保健に関する相談支援についての省令事項

法律改正の概要

市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

改正後の精神保健福祉法の条文

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抄）

(精神障害者等に対する包括的支援の確保)

第四十六条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等(精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの(精神障害者を除く。))として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。)の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

(相談及び援助)

第四十七条 (略)

5 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、第四十六条の厚生労働省令で定める者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

省令の具体的内容

- 第三十一条 法第四十六条の厚生労働省令で定める者は、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に関する課題を抱える者とする。

「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」報告書

(令和5年9月22日) (概要)

背景

- 令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第46条において、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化するための規定が新設された。
- こうした動向を踏まえ、今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するため、令和5年2月に本検討チームを立ち上げ議論を重ね、本年9月に報告書としてとりまとめた。

概要

市町村における精神保健に係る相談支援体制の整備

【現状及び課題】

- ・ 8割以上の市町村が、自殺対策、虐待、生活保護、介護等の各分野において、精神保健に関する相談に対応。
- ・ 重層的支援体制整備事業を活用する市町村は増えたが、福祉部局と保健部局との連携が不十分な中で、相談窓口の設置が行われることで、支援の引き受け手を探すのに苦労。
- ・ 特に専門職の配置がない小規模の自治体では、事務職が相談を受け、適切な支援につながらないこともある。
- ・ 専門の相談窓口や専門職の配置は、複合的課題を専門職が抱えこまざるを得ない等により、職員の孤立や支援の停滞の課題が生じることもある。

市町村において精神保健に係る相談支援を担う人材の育成

【現状及び課題】

- ・ 財政や人員の制約等により継続して専門性を研鑽する体制や、組織として専門職を育てる文化の醸成、理解等が十分ではない。
- ・ 精神保健の担当以外の部門で相談を受けた場合、適切な支援につながらないことがある。
- ・ 精神保健福祉相談員として育成しても、専門以外の業務への従事により、専門職としての知識や技術を有効に活用できない場合もある。
- ・ 保健所の精神保健福祉相談員による市町村支援も近年少なく、保健所等もコロナ対応で疲弊し、新任期の保健師が地域保健の経験を積み上げられない。

【方策】

- ◆ 相談支援で行われる「受けとめ」、「気づき」、「アセスメント」、「プランの立案及び実行」、「連携及び調整」の5つの機能を体制に位置づけるため、厚生労働科学研究班が類型化した横断的連携体制のイメージ図を、特に、保健所設置市以外の市町村の参考となるよう提示。
- ◆ 市町村の窓口に加え、アウトリーチ等によっても住民ニーズに気づき、相談を確実に適切な支援につなげ、医療も含めた課題を解決できるようにするため、保健師等の確保や相談支援部門への配置を進める等、保健の軸を作る必要。
- ◆ 体制整備のため、首長や管理職の理解を得るとともに、市町村単独ではなく、当事者及び家族の声を聞くこと、精神科医療機関の協力を得ること、保健所や精神保健福祉センターからのバックアップを受けることや、都道府県と連携して国の既存事業を活用することも有効。

【方策】

- ◆ 基本的に専門職か否かに関わらず、精神保健に関する知識等の水準引き上げ、潜在ニーズに気付く力を備えるため、研修等が必要。
- ◆ 相談支援に携わる人材の育成策を機能別に三層に整理。
 - ・ 「ニーズに気づく職員」には、心のサポーター養成研修等や、精神保健福祉相談員の講習に含まれる基礎的事項等の一部を受講推奨。
 - ・ 「精神保健部門で相談支援を主に担う専門職」には、保健師以外の専門職も含め、精神保健福祉相談員の講習受講の推進や、組織として技術の継承も含めた計画的な育成や複数配置等の工夫。
 - ・ 「庁内で推進力を発揮する専門職」には、戦略的かつ計画的な人事異動等による育成。

精神保健に関する相談支援体制の整備についてお願いしたいこと

都道府県の皆さんにお願いしたいこと

今から…

- 市町村の精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備への協力と
- 市町村のバックアップ体制の強化をお願いします！

☆これからも、今まで都道府県の皆さんが実施してきた精神保健に関する支援や取組に変わりはありません。

☆しかし、より充実した相談支援体制整備には、下記のような特性を、それぞれ活かす必要があります。

【市町村】

福祉・介護・母子保健等の支援の主体であることから、精神保健と他分野の複合的なニーズへの対応

【都道府県】

医療機関との連携を行いやすく、重症者や複雑困難なニーズへの対応

- ☆都道府県には、精神保健医療福祉上のニーズを有する方のニーズや地域課題を把握した上で、自ら行う相談支援のみならず、
 - 専門性を要する精神障害者等への個別支援での協働
 - 市町村で相談支援を担う人材向けの研修の開催など、市町村への支援や協働に、一層取り組んでいただくようお願いします！

市町村の皆さんにお願いしたいこと

今から…

精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備

をお願いします！

より多くの、地域で潜在化している「本当は支援を必要としている方」へ支援を届けられる体制にしていきましょう。

☆既に、多くの市町村において、様々な相談支援の場面で「メンタルヘルス」の相談にご対応いただいている現状があります。

☆複合的なニーズへの個別支援は、住民に身近で、福祉・母子保健・介護等を担当している市町村だからこそできるものです。

具体的な方策は？
⇒前ページの報告書
も参考に

☆法改正を機に、

- ・都道府県の担当部局との連携
 - ・庁内保健師の人材育成や配置
 - ・精神保健に関する相談支援の体制
- 「現状はどうなっている?」「何が我が市町村の強み?」「何が足りない…?」等、地域の状況を整理し、引き続き、精神保健相談支援の体制整備をお願いします！

市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に向けて

相談支援体制整備の推進に向けて

【自治体で体制整備を進めるためのポイント】※検討チーム報告書より抜粋

- 首長や管理職の理解を得て、円滑に全庁的な連携体制の構築を進める
- 市町村の特徴や状況に応じた精神保健に係る相談支援体制整備を進める



【体制整備に向けてご活用いただきたいもの】

- 検討チーム報告
- 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」**

※障害特性に応じた配慮が必要な方への精神保健に関する相談支援にあたっては、円滑に相談支援が実施できるよう、合理的な配慮をすること。

自治体の人材育成に向けて

【自治体で人材育成を進めるためのポイント】※検討チーム報告書より抜粋

- 専門職か否かに関わらず、潜在する精神保健のニーズに気付く力を備える
- 「ニーズに気付く職員」「精神保健部門で相談支援を主に担う職員」「庁内で推進力を発揮する専門職」それぞれの機能に沿った研修等の実施



【自治体の人材育成に今後活用いただきたいもの】

- 既存の研修
 - ・都道府県等が開催する心のサポーターやゲートキーパー養成研修
 - ・各自治体内の研修（都道府県主催の専門職研修、市町村の階層別研修や特別研修）
 - ・職能団体主催の研修
 - ・厚生労働科学研究班の市町村保健師向けに令和3年度に作成した研修プログラム（今後、改訂の可能性あり）
- 精神保健福祉相談員の講習会（令和6年度から新カリキュラムによる運用開始）
 - ※今後、**講義部分は厚生労働科学研究班にて、動画を作成し、今年度末から来年度にかけて順次公開**予定
 - ⇒必要に応じて、事務職員にも基礎的事項等の一部受講を促進していただきたい

「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」及び「精神保健福祉センター運営要領」の改正について

- 保健所及び市町村並びに精神保健福祉センターにおける業務の基本的な考え方を部長通知として示した「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」及び「精神保健福祉センター運営要領」については、それぞれ平成26年1月、平成25年4月に改正されて以降、約10年にわたって改正されていなかった。
- 令和4年6月に公表された「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告書」及び「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」では、市町村による相談支援の体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、バックアップ体制の充実に向け、両運営要領の改正を行うべきことが示された。
- 令和5年9月に公表された「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム（以下、検討チーム）報告書」では、人材育成の観点において、現行の「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」には、組織的、戦略的、計画的な人事異動による育成を市町村が推進していくことを後押しする記載が不十分との指摘があった。
- さらに、各市町村内での精神保健に係る相談支援体制の整備や、専門職育成の重要性、都道府県からのバックアップの重要性を両運営要領に明記することで、自治体における相談支援体制の整備を後押しするべきと提言された。
- 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」の「第3 業務」については、今般改正された精神保健福祉法の内容を中心に、今後特に期待される業務の順に変更した。
- このような経緯や、最近の法令改正の状況や精神保健福祉行政を取り巻く課題等を踏まえ、現行版の両運営要領を廃止し、令和6年4月1日より、新たな要領を適用することとした。

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領の改正概要

改正のポイント（第1部 保健所）

【第1 地域精神保健福祉における保健所の役割】

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの理念を踏まえた相談支援体制の構築と、市町村に対する専門性や広域性が必要な事項への支援を積極的に実施することを追記。

【第2 実施体制】

○ 「職員の配置」に、検討チーム報告書で示された、「組織的、戦略的、計画的な人材配置」が必要であることを追記。

【第3 業務】 ※項目の順序を変更

- 「市町村に対する支援」を冒頭に示すことで、保健所の役割として、特に、今後期待される業務として位置づけた。
- 「相談支援」では、聴覚等のコミュニケーション手段に障害がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合には、適切に意思疎通を図ることができるよう、合理的な配慮をすることを追記。
- また、実際に保健所で対応している内容に基づき記載を充実させるとともに、検討チーム等においても重要と指摘されたアウトリーチの実施も促す内容とした。
- 「人材育成」では、精神保健福祉相談員の講習会改正カリキュラムに基づき開催される講習会の活用を促す内容を検討チームでの議論を踏まえ、追記。
- 「精神保健福祉に関する普及啓発」では、将来的に100万人養成を目指すためには、R6以降からは自治体中心に取り組んでいただくことをお願いする観点から、「心のサポーター養成」を具体的な普及啓発ツールとして追記。
- 「入院等関係」では、法改正に基づき、内容を更新。

改正のポイント（第2部 市町村）

【第1 地域精神保健福祉における市町村の役割】

○ 法改正に伴う、一層の市町村の精神保健福祉施策の推進について追記。

【第2 実施体制】

○ 「職員の配置」では、検討チーム報告書で示された、「専門職の計画的な育成と配置、技術の継承を念頭に置いた更新の育成等を意識すること」「専門職としての業務遂行能力の向上を図るため、キャリアラダー等を元に能力を獲得していくための人材育成計画を策定すること」を追記。

【第3 業務】 ※項目の順序を変更

- 「相談支援」では、検討チーム報告書に示された市町村内の横断的連携体制の類型を活用した相談支援体制整備の必要性を追記。
- 法改正により、相談支援の対象が拡大されることや、市町村の母子保健、介護等の各分野に「精神保健に課題を抱える者」が存在していることから、各部局との連携体制をあらかじめ整備する必要性を追記。
- また、聴覚等のコミュニケーション手段に障害がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合には、適切に意思疎通を図ることができるよう、合理的な配慮をすることを追記。
- さらに、その方法としてアウトリーチについて追記し、単独実施が困難な場合であっても保健所や精神保健福祉センターと連携し、潜在的に精神保健上のニーズを抱える者への支援も推進する内容を追記。
- 「医療保護入院に係る市町村長同意及び同意後の業務」では、市町村長同意後に市町村が行う本人との面会時に、令和6年4月から開始される入院者訪問支援事業の紹介や都道府県と連携を行うことを追記。
- 「当事者団体等の育成及び活用」では、検討チーム等で重要とされたピアサポーター等の活用を促す内容の記載を追加。

精神保健福祉センター運営要領の改正概要

改正のポイント

【1 目的】

- 法改正に伴い、都道府県及び市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援について、精神障害者のみならず、精神保健に課題を抱える者も対象とされ、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨として、障害保健福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築の必要性について追記。

【2 実施体制】

- 検討会等で人員体制の充実が不可欠であることに言及されており、法改正に伴い、保健所及び市町村への支援強化が十分に実施できる職員が配置されるよう追記。
- 「職員の配置」では、個々のキャリアパスや精神保健福祉に関する業務の経験等も十分に配慮することを追記。

【3 業務】

- 「企画立案」では、精神保健福祉の現場と自治体の施策に乖離がないよう、センターが意識して計画に関わりることが重要であるという観点から具体的な計画名を新たに記載。
- 「技術支援」では、法改正に伴う保健所及び市町村への支援体制の強化と実際に技術支援を行う際の具体的な方法を追記。
- 「人材育成」では、検討チームにおいて、精神保健福祉相談員の講習会の実施主体は、精神保健福祉センターが望ましいとされたことから、改正カリキュラムに基づく講習会の開催を推進する内容を追記。
- さらに、市町村の非専門職が精神保健の基本的な対応ができるよう、既存研修の対象を拡大することも追記。
- 「調査研究」では、センターが行う調査研究やデータベースを活用し、地域課題等を把握した上で障害保健福祉圏域等の単位で重層的な連携による支援体制の整備を推進していくことを追記。
- 「精神保健福祉に関する相談支援」は、センターで対応している支援内容に基づき記載を充実させるとともに、支援の実施方法について追記し、検討チーム等において重要性が指摘されたアウトリーチ支援の実施を促す内容とした。
- 「災害等における心の支援」を新設。災害、事故、事件等に関連する精神保健上の課題に対しての役割を追記。

精神保健福祉相談員

概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第48条に基づき、都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な指導を行うための職員（精神保健福祉相談員）を置くことができる。

資格要件

精神保健福祉相談員は、以下の者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

- ①精神保健福祉士
- ②学校教育法に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であつて、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの
- ③医師
- ④厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健師であつて、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有するもの
- ⑤前三号に準ずる者であつて、精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有するもの

精神保健福祉法施行令第12条第3号に規定する講習会の指定基準等（旧）

○講習会は保健師が受講対象とされている。

○講習科目は実習を含む5分野16科目、その時間数は合計204時間以上とすることとされている。

※精神衛生法施行令第六条第三号に規定する講習会の指定基準等について（昭和41年2月4日障発54号厚生省公衆衛生局長通知）

科目	時間数		備考
I 社会福祉、臨床心理学 1 社会福祉概論 2 精神医学ソーシャルワーク技術 3 人間心理学 4 カウンセリング技術 5 グループ・ワーク技術	36	6 12 6 6 6	医学的心理学、発達心理学、精神力動論等
II 精神衛生行政及び関連行政 1 精神衛生行政 2 社会福祉等関連行政	12	6 6	法規、機構、組織、病院、施設等
III 精神医学概論 1 精神疾病論 2 精神医学的リハビリテーション	27	21 6	
IV 精神衛生 1 精神衛生総論 2 精神衛生各論 3 地域精神衛生活動	36	3 15 18	歴史、各国の精神衛生等 各期の精神衛生、各域の精神衛生、自殺犯罪非行等 統計調査、地区組織活動等
V 実習 1 面接技法実習 2 病院実習 3 訪問指導実習 4 関連施設実習	93	12 30 36 15	講義に平行しなるべく初期に行う 精神医学臨床講義を含む。 事例研究を含む。
計	204時間以上		

精神保健福祉法施行令第12条第3号に規定する講習会の指定基準等（新）①

<これまでとの主な変更点>

- 保健師のほか、自治体の判断で相談支援を行う保健師以外の職員も受講対象とすることが可能。
- 講習科目は、受講生が参加しやすいよう、演習を含む11科目、その時間数は合計22時間以上と大幅に短縮。
- 自治体等の負担軽減、質の標準化を図るため、講義は動画視聴も可能とし、オンラインを活用しての実施も差し支えない旨を明記。
- 質の標準化を図るため、各講習科目の到達目標を新たに明記することにより、本講習会の受講者のゴールを明確化。

※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について
(障発1127第10号令和5年11月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 令和6年4月1日適用

履修方法	科目	内容	時間数
講義	1 精神保健福祉の理念	①精神保健福祉の基本的枠組み及び視点 ②精神障害者の人権及び権利擁護 ③国連障害者権利条約	1
	2 精神保健医療福祉の現状及び課題	①精神科医療の動向 ②精神保健福祉施策の動向	1
	3 精神保健医療福祉に関する法律	関係法令及び自治体の役割	1
	4 精神保健福祉相談員の役割	①自治体における精神保健福祉業務 ②精神保健福祉相談員の役割及び意義 ③ライフステージ別の課題 ④支援提供における留意点	2
	5 精神疾患の基礎知識	①主な疾患の概要及び治療法等 ②精神障害リハビリテーション	2
	6 精神保健福祉の相談支援	①相談支援の目的及び方法 ②相談支援のプロセス ③多職種連携及び多機関連携 ④当事者及び家族との協働	4
	7 精神保健医療福祉に関する制度及びサービス	①各制度の概要及びサービスの機能 ②各関係機関及び専門職の役割と機能	3
演習	8 精神保健福祉の相談支援事例	相談支援の実際	5
	9 当事者及び家族主体の相談支援	①当事者が経験する地域生活の理解 ②当事者の家族が経験する地域生活の理解	2
	10 関係機関の見学	①自治体の見学 ②精神科医療機関の見学 ③精神保健福祉関係機関の見学	(2)
	11 受講の振り返り	①自身の相談支援技術に関する課題の確認 ②課題の克服に必要な相談支援事例等の実践の検討	1
③自身の相談支援技術に関する課題及び今後希望する実践の上長との共有		(1)	
合計			22時間以上

精神保健福祉法施行令第12条第3号に規定する講習会の指定基準等（新）②

到達目標		
大項目	中項目	小項目
I 精神保健福祉相談員に必要な価値や倫理を理解する	1 精神保健福祉の理念を理解する	・精神障害者の人権及び権利擁護、福祉に関する理念や考え方について、医学モデルとは異なる理念の重要性を含めて理解する
	2 精神保健医療福祉の現状及び課題を理解する	・精神科医療及び精神保健福祉に関連する課題等を含む動向を理解する ・国及び自治体における精神保健福祉施策を理解する
	3 精神保健医療福祉に関する法律及び自治体の役割を理解する	・精神保健福祉法、障害者基本法、地域保健法、社会福祉法、医療観察法等の関係法令に基づいた自治体の役割を理解する
II 地域精神保健福祉活動に必要な知識を習得する	4 精神保健福祉相談員の役割を理解する	・自治体が担う精神保健福祉に関する業務を理解する ・精神保健福祉相談員の役割を理解する ・各ライフステージで生じる身体的・精神的・経済的な課題等を理解する ・支援が必要な人や、支援する際配慮が必要な人について、支援提供における留意点等を理解する
	5 精神疾患の基礎知識を習得する	・主な精神疾患の診断名、原因、症状、治療法等を理解する ・精神障害リハビリテーションの導入から経過、その効果について理解する
	6 精神保健福祉の相談支援を理解する	・相談支援の目的及び当事者主体の重要性について理解する ・当事者及び家族と協働しながら相談支援を行うことの意義を理解する ・必要な支援につながりにくい対象を含め当事者及び家族への支援方法を理解する ・事例をもとに、当事者の意思を尊重しながら相談支援を行う際に必要な知識や技術を理解する ・事例をもとに、精神保健に関する複合的な課題を抱える住民の相談支援に対応できるよう、多職種連携及び多機関連携における相談支援に必要な技術を理解する
	7 精神保健医療福祉に関する制度及びサービスを理解する	・各制度の概要やサービスの機能及び活用方法を理解する ・さまざまな関係機関及び専門職の役割を理解する
III 地域精神保健福祉活動に必要な技術を理解する	8 精神保健福祉の相談支援事例及びグループワークを通し、習得した知識や技術の活用方法について理解する	・さまざまな相談支援場面において精神保健福祉相談員が果たしている具体的な役割を理解する ・グループワークでの意見交換や講師からの助言等を受けて、講義で習得した知識や技術等を用いた具体的な支援方法に対する理解を深める
	9 当事者及び家族主体の相談支援を理解する	・精神障害がある当事者とその家族の視点から、地域生活での課題や工夫等を具体的に理解する ・精神障害がある当事者とその家族が期待する精神保健福祉相談員の役割や支援内容等を理解する
	10 関係機関の見学を通し機能を理解する	・自治体の相談支援体制の整備状況及び複合的な課題を抱えた住民の相談支援の実際を理解する ・実際の相談支援における精神科医療機関や精神保健福祉関係機関の機能を理解する
	11 自身の相談支援技術に関する課題及びその克服に必要な実践を明らかにする	・講習で学んだことを振り返り、自身の相談支援技術に関する課題及びその克服に必要な実践が何かについて明らかにする ・受講修了後に、職場の上長に自身の相談支援技術に関する課題及びその克服のために今後希望する実践について共有する